

（宛先）昭島市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園は除く。）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費
【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の給付の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 施設等利用給付認定保護者と施設等利用給付認定子どもが昭島市内に居住していることを昭島市が住民基本台帳で確認すること。
 - 2 施設等利用給付認定子どもが実際に利用していることを昭島市が対象施設に確認すること。
 - 3 施設等利用給付認定保護者の利用料の支払い状況を昭島市が対象施設に確認すること。
 - 4 施設等利用給付認定保護者の世帯の課税状況を昭島市が確認すること。
- 記

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年 月 日
氏 名			現住所	電話：	

2 施設等利用給付認定子ども

フリガナ		認定番号	
氏 名		認定種別 (法第30条の4)	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号
生年月日	年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した	
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3 在籍する幼稚園等

フリガナ		所在地 (市外の場合のみ記入)	電話：
幼稚園等 名称			
契約している利用料 (いずれかにレを記入し、金額を記入)※1	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間 円		
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況	☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した		
上記で途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

※1 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4 振込先（※2）

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫 支 店	口 座 番 号						
農協・信用組合 出張所	口座名義（カタカナ）						

※2 振込先には、請求者名義の口座を記入してください。

5 施設等利用費の請求の内訳

今年度入園料を支払った場合のみ記入 (a) ※ 3			入園年月日 (年 月 日) 入 園 料 (円)		
利用年月日	今年度支払った 入園料の 月額換算額 ($b = a / 12$) ※ 3 ※ 4	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※ 3 ※ 5	支払額合計 ($d = b + c$)	月額上限額 (e) ※ 6	請求額 (dとeを比較 して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※ 3 上記で記入した入園料や保育料について支払を証明する領収証（口座振替の場合は通帳の写し等金額の確認ができる書類）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※ 4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください（10円未満の端数がある場合は切捨て）。

※ 5 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください（10円未満の端数がある場合は切捨て）。

※ 6 月の途中で利用を終了する場合は、月額上限額に退所日までの平日開所日数を乗じた金額を当該月の平日開所日数で除し、月の途中で利用を開始する場合は、月額上限額に入所日以降の平日開所日数を乗じた金額を当該月の平日開所日数で除してください。
（月額上限額：25,700円 ただし、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円）